

平成25年10月18日内閣府(防災担当)

平成25年台風第26号に係る 災害救助法の適用について 【第2報】

1. 災害の概要

平成25年台風第26号による風雨等に係る被害により、東京都において多数の者が生命又は 身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じ、多数の住家に被害が生じたため、東京都は災害救助 法の適用を決定した。

また、千葉県において住家に多数の被害が生じたため、千葉県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備	考
【東京都】 大島町(おおしままち)	10月16日	台風第26号による風雨等に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、多数の住家に被害が生じており、継続的に救助を必要としている。	施行令	·第 1 項第

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害(人)		住家被害(世帯)					/# +	
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 損壊	備考
【千葉県】 茂原市 (もばらし)	10月16日						<u>257</u>	<u>315</u>	<u>3</u>	<u>災害救助法</u> 施行令第1 条第1項第 1号適用

(注1) 下線は今回適用分

(注2)上記の被害状況の数値は、平成25年10月18日(金)13時現在の千葉県からの報告による。 (同数値は、今後の調査によって変動することがある。)

- 2 これまでにとられた措置
 - ・避難所の設置等

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付 喜田川、熊野、寺島

TEL 03-5253-2111 (内線51812) 03-3501-5191 (直通)